

カンボジア王国民事過料手続法

草案日本語条文案

目 次

第1条（趣旨）	1
第2条（包括準用）	1
第3条（開始）	1
第4条（管轄）	1
第5条（過料の裁判手続）	1
第6条（過料決定の執行）	2

第1条（趣旨）

この法律は、民法、民事非訟事件手続法及び民事訴訟法に定める過料の手続について定めるものとする。

<前注>

過料については、民法のみならず、民事非訟事件手続法及び民訴法の中にも過料の規定があるため、独立の法律とすることを提案する。

第2条（包括準用）

過料の手続については、この法律に別段の定めのある場合を除き、民事非訟事件手続法の規定を準用する。

<注>

過料に関する手続も、基本的には、民法に規定されている事項を施行することにほかならない（民事訴訟法に規定されている事項も併せて施行する）。そこで原則として、民事非訟事件手続法の規定を準用することとした。民事非訟事件手続法の規定が、本法の定め又はその性質に反しない限り、過料の手続にも準用される。

第3条（開始）

過料の手続は、裁判所が職権によって開始する。

第4条（管轄）

過料事件は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、その過料の手続の当事者の民事訴訟法第8条（住所等によって定まる管轄）に定める地を管轄する始審裁判所が管轄する。

<注>

日本非訟事件手続法161条。

「他の法律に特別の定めがある場合」の例：控訴審において証人が正当な理由なく出頭しないとき（カ国民訴訟法273条によって準用される132条3項）、控訴審において宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたとき（カ国民訴訟法273条によって準用される140条3項）、控訴審において第三者が文書提出命令に従わないとき（カ国民訴訟法273条によって準用される154条1項）。これらの規定において「裁判所」はその事件が係属している裁判所、すなわち控訴裁判所を意味する。

第5条（過料の裁判手続）

- 1 過料についての裁判は、決定によって行う。
- 2 第1項の決定は、書面により、理由及び主文を記載し、裁判官が署名しなければならない。

- 3 裁判所は、過料についての決定をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。
- 4 過料についての決定に対しては、当事者及び検察官は抗告することができる。過料を科する決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 過料についての決定の手續（抗告審における手續を含む。）に要する裁判費用は、過料を科する決定をした場合にあつては、その決定を受けた当事者の負担とし、その他の場合にあつては国の負担とする。
- 6 過料を科する決定に対して当事者から抗告があつた場合において、抗告裁判所が、原決定を取り消して更に過料についての決定をしたときは、その決定が過料を科する決定であっても、第5項の裁判費用は国の負担とする。

<注>

日本非訟事件手続法162条、日本家事審判法29条、カ国民事非訟事件手続法第1条2項、第33条、第35条、第37条。

- 1項 2条によってカ国民事非訟事件手続法が包括的に準用される結果、同法第1条2項が準用されるが、重要な事項なので、注意的に規定したものである。
- 2項 2条によってカ国民事非訟事件手続法が包括的に準用される結果、同法33条が準用されるが、重要な事項なので、注意的に規定したものである。
- 3項 「当事者の陳述を聴かなければならない」とは、「当事者の陳述を聴く機会を設けなければならぬ」趣旨である。日本法には、この例外として、当事者の陳述を聴かないで過料についての決定ができる略式手續がある。末尾の参考条文参照。
- 4項 2条によってカ国民事非訟事件手続法が包括的に準用される結果、同法35条及び第37条が準用されるが、重要な事項なので、注意的に規定したものである。
- 5項 「その他の場合」には、過料を科さない決定をする場合と、当事者死亡により手續が終了する場合とがある。なお、当事者とは過料の手續の当事者である。
- 6項 「抗告裁判所が、原決定を取り消して更に過料についての決定をしたとき」には、抗告裁判所が「過料を科さない」決定をしたときと過料の金額を変更したときとがある。過料の金額を変更したときは、その金額に応じて裁判費用を一部当事者に負担させるという考え方もあり得るが、本法では手續を単純化して、抗告に一部でも理由があつた場合など原決定を取り消すべき事由があつた場合には、全部国が費用を負担すると定めたものである。なお、抗告裁判所が原審に事件を差し戻したときは、6項ではなく5項が適用になると解され（文理解釈）、その場合は、過料の額が変わっても差し戻し審の決定が過料を科する決定である限り抗告審を含む裁判費用は当事者が負担することになるとと思われる。これについては、解釈が分かれる余地がある。

第6条（過料決定の執行）

- 1 過料を科する決定は、検察官の命令で執行する。この命令は執行文の付与された執行名義と同一の効力を有する。
- 2 過料を科する決定の執行は、民事訴訟法第6編その他強制執行の手續に関する法令に従つてする。ただし、執行をする前に決定の送達をすることを要しない。
- 3 検察官は、過料を科する決定の執行に関して必要があると認めるときは、官庁又は公私の団体に照会

して必要な事項の報告を求めることができる。

<注>

日本非訟事件手続法 163 条，日本家事審判法 29 条。

1 項 カ国民訴法 354 条参照。

2 項 過料の執行は，民事訴訟法の強制執行の手続によってできるものとするが，(運用面において) 実際に全件執行するのか又はどの程度執行するのかについては，カンボジアの実情等に照らして判断されるべきものと考えられる。なお，日本では，実際に強制執行手続で過料が執行されることはそれほど多くはない(督促によって納付するなど強制執行に至らないケースも相当数存する。)これは，日本において過料事件が相当数ある一方で，過料の金額自体は少額にとどまるケースが多いことなどにもよるものと思われる。

3 項 本人の所在確認や財産状況調査のためのもの。「官庁」の例は税務署(所得や財産についての問い合わせ)，不動産の登記所(所有不動産の確認)など。日本法では，「公私の団体」に対する照会もできるものとされているところ(日本非訟事件手続法第 163 条第 3 項，日本刑事訴訟法第 507 条参照)，この「公私の団体」には，日本民事訴訟法第 186 条の「学校、商工会議所、取引所その他の団体」はもとより，広く公私の団体が含まれ、法人格の有無を問わないものと解されている。具体例としては金融機関，病院，電話会社などが挙げられる。